



家族の未来のため

NISAガイドブック

- NISA制度とは? 1
- NISAとは? 3
- つみたてNISAとは? 4
- ジュニアNISAとは? 5

個人投資家向けの少額投資非課税制度には
20歳以上のお客さまを対象とした「**NISA**」と「**つみたてNISA**」
20歳未満のお客さまを対象とした「**ジュニアNISA**」の
3種類があります。



いつも、あおぞらを。

 **あおぞら銀行**
AOZORA

「NISA制度」とは？

「NISA制度」の概要

「NISA(ニーサ)制度(少額投資非課税制度)」とは、上場株式や公募株式投資信託等の配当所得や譲渡所得にかかる税金が非課税となる制度です。

課税口座(特定口座・一般口座)を利用した場合

公募株式投資信託等の譲渡益／普通分配金に対して

税率 **20.315%**
(国税15.315%、地方税5%)

NISA制度を利用した場合

税率 **0%**

※ 東日本大震災からの復興支援のために、復興特別所得税0.315%が上乗せされます。

元本100万円を運用して、5年後に150万円*になったとしたら、税金は…

ご参考

課税口座の場合

約**10.2**万円

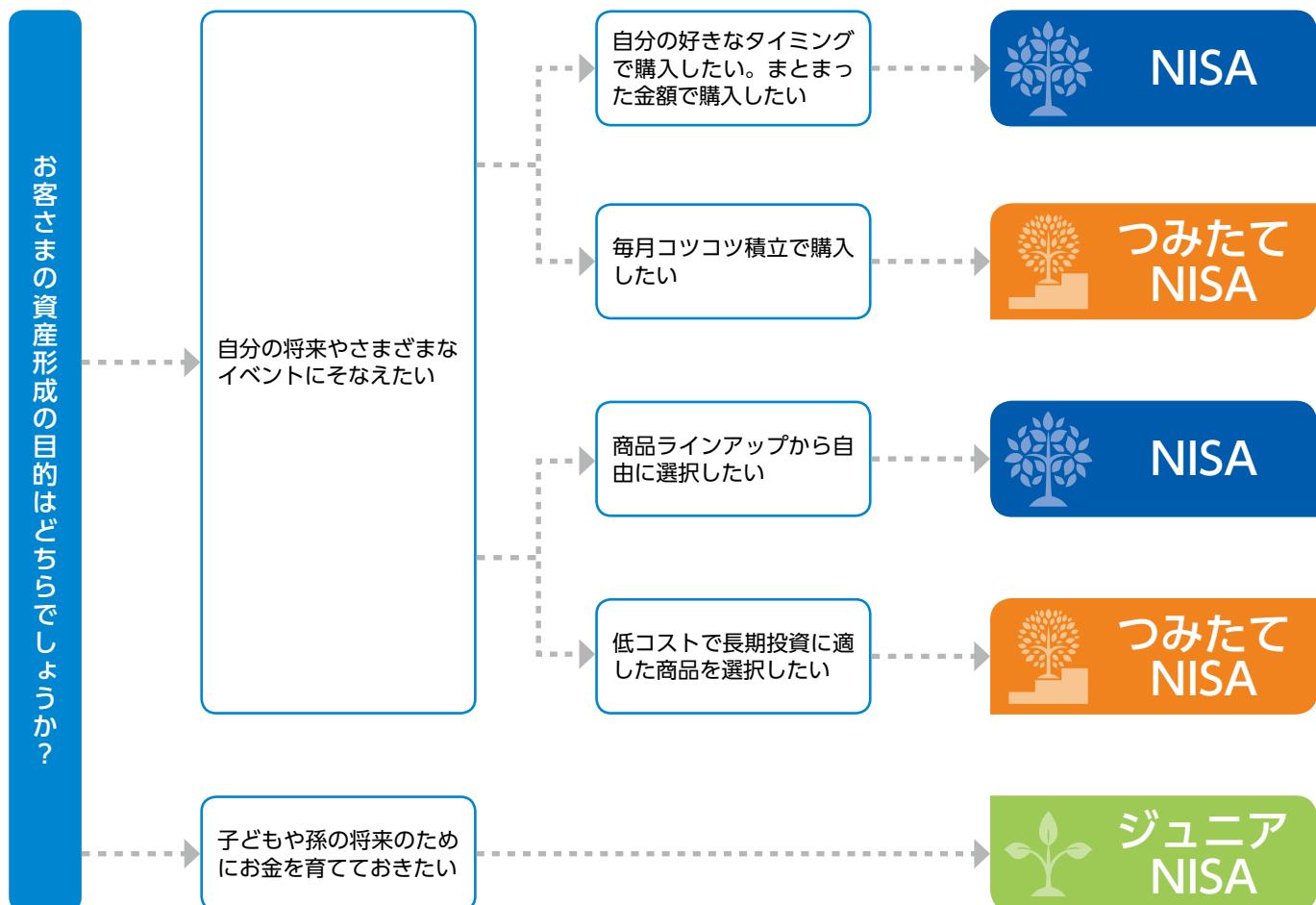
NISA口座の場合

0円

※ 数字は仮定のものであり、将来の成果を約束するものではありません。

自分に合った「NISA制度」を選ぶヒント

「NISA制度」には3種類の制度があり、それぞれ特徴が異なります。お客様のニーズに合わせてご検討ください。(ただし、「NISA」と「つみたてNISA」は併用できません。)



※ 上記は一般的なニーズなどを想定して作成したものです。全てのお客さまに一律にあてはまるものではありません。

「NISA制度」を活用してみましょう

例えば「**公募株式投資信託**」に投資した場合、非課税期間中は受け取った**「普通分配金」と解約時の「値上がり益」が非課税**になります。

※ 普通分配金とは、株式投資信託の分配金のうち、受益者毎に利益が生じている部分の分配金です。

項目	NISA口座【非課税口座】		ジュニアNISA口座 【非課税口座】	特定口座【課税口座】	
	NISA	つみたてNISA		源泉徴収あり	源泉徴収なし
概要	NISA口座／ジュニアNISA口座で買付けた公募株式投資信託 ^{※1} について、購入後一定の期間は、譲渡益や普通分配金が発生しても課税されません。		特定口座内の公募株式投資信託 ^{※1} の売買にかかる納税手続きを簡素化することができます。		
課税	分配金受取時	「普通分配金」が 非課税 になります。 ^{※2}		「普通分配金」に対し、 20.315%課税 されます。	
	売却時償還時	「値上がり益」が 非課税 になります。		「値上がり益」に対し、 20.315%課税 されます。	
損益の計算	不要		特定口座内の取引について金融機関が実施(1年に1度、特定口座年間取引報告書を交付)		
申告の手続き	不要		確定申告と申告不要との選択が可能		確定申告が必要
納税の手続き	不要		金融機関が源泉徴収を実施		お客さまが実施
損益通算	不可		可能		

※1 あおぞら銀行では公募株式投資信託が対象となります。他社では上場株式等も対象となる場合があります。

※2 元本払戻金(特別分配金)はNISA口座での保有かどうかにかかわらず、そもそも非課税であるため、NISA／ジュニアNISAにおいては制度上のメリットを享受することはできません。また、分配金等による再投資を行う場合、非課税投資枠が費消されます。

●公募株式投資信託等を購入する際に、課税もしくは非課税口座で購入するかを都度選択できます。(いずれの口座も開設済みの場合)

●非課税投資枠を利用して購入した公募株式投資信託等が解約や償還によって換金された場合でも、購入時に利用した非課税投資枠を再利用することはできません。

●課税口座には特定口座の他、お客さまご自身で年間の譲渡損益等を計算して、確定申告が必要となる「一般口座」もあります。

NISA・つみたてNISA・ジュニアNISAの違い

項目	NISA	つみたてNISA	ジュニアNISA
対象年齢	20歳以上の国内居住者 ^{※1}		0～19歳の国内居住者 ^{※2}
非課税投資枠(年間)	120万円	40万円	80万円
非課税対象商品	公募株式投資信託 ^{※3}	長期積立・分散投資に適した法令等の要件を満たした公募株式投資信託 ^{※4}	公募株式投資信託 ^{※3}
非課税期間	最長5年間	最長20年間	(1)非課税管理勘定で最長5年間 (2)継続管理勘定で20歳の前年12月31日まで ^{※5}
投資可能期間	2014年1月～2023年12月	2018年1月～2037年12月	2016年4月～2023年12月
払出し制限	なし		18歳までは原則払出し不可 ^{※6}
投資方法	制限なし	定期的かつ定額の購入に限る	制限なし
非課税期間満了時の取扱い	翌年の非課税枠への繰越し可	翌年の非課税枠への繰越し不可	翌年の非課税枠への繰越し可
運用口座の管理	本人		親権者等
必要書類	個人番号の確認書類、本人確認書類		個人番号の確認書類、本人確認書類
金融機関の変更	変更可能		変更不可 ^{※7}

※1 開設する年の1月1日時点で20歳以上である場合。

※2 開設する年の1月1日時点で19歳以下およびその年に出生した者。

※3 あおぞら銀行では公募株式投資信託が対象となります。他社では上場株式等も対象となる場合があります。

※4 あおぞら銀行では一定の指標に連動するものや、手数料や信託期間、純資産額等につき法令等の要件を満たした公募株式投資信託が対象となります。他社では上場株式投資信託(ETF)も対象となる場合があります。

※5 2024年～2028年までの1月1日時点で20歳未満の場合、非課税管理勘定から80万円を限度に、継続管理勘定へ移管でき、1月1日に20歳である年の前年12月31日まで非課税で保有できます。

※6 その年の3月31日において18歳である年の前年12月31日まで原則払出しできません。当該期間中に払出す場合、ジュニアNISA口座は廃止のみ可能とし、ジュニアNISAで享受した過去の利益に対し、遡求して課税されます。なお、災害等のやむを得ない場合には、非課税での払出しが可能ですが、その場合もジュニアNISA口座は廃止となります。

※7 口座廃止後、他の金融機関にて再開設は可能です。



NISAとは？

NISAのポイント

- 「NISA」とは、20歳以上の個人投資家向けの少額投資非課税制度です。(2023年まで)
- NISA口座に設定した非課税管理勘定で「**公募株式投資信託**」や「**上場株式**」等に投資すると、本来20.315%課税される配当所得や譲渡所得が最長**5年間**非課税となる制度です。
- 「つみたてNISA」とは併用できません。

**非課税投資枠(年間)
120万円まで非課税**

※お取引できる口座は1人1口座

**最長
5年間の非課税期間**

**最大
600万円までの投資額**

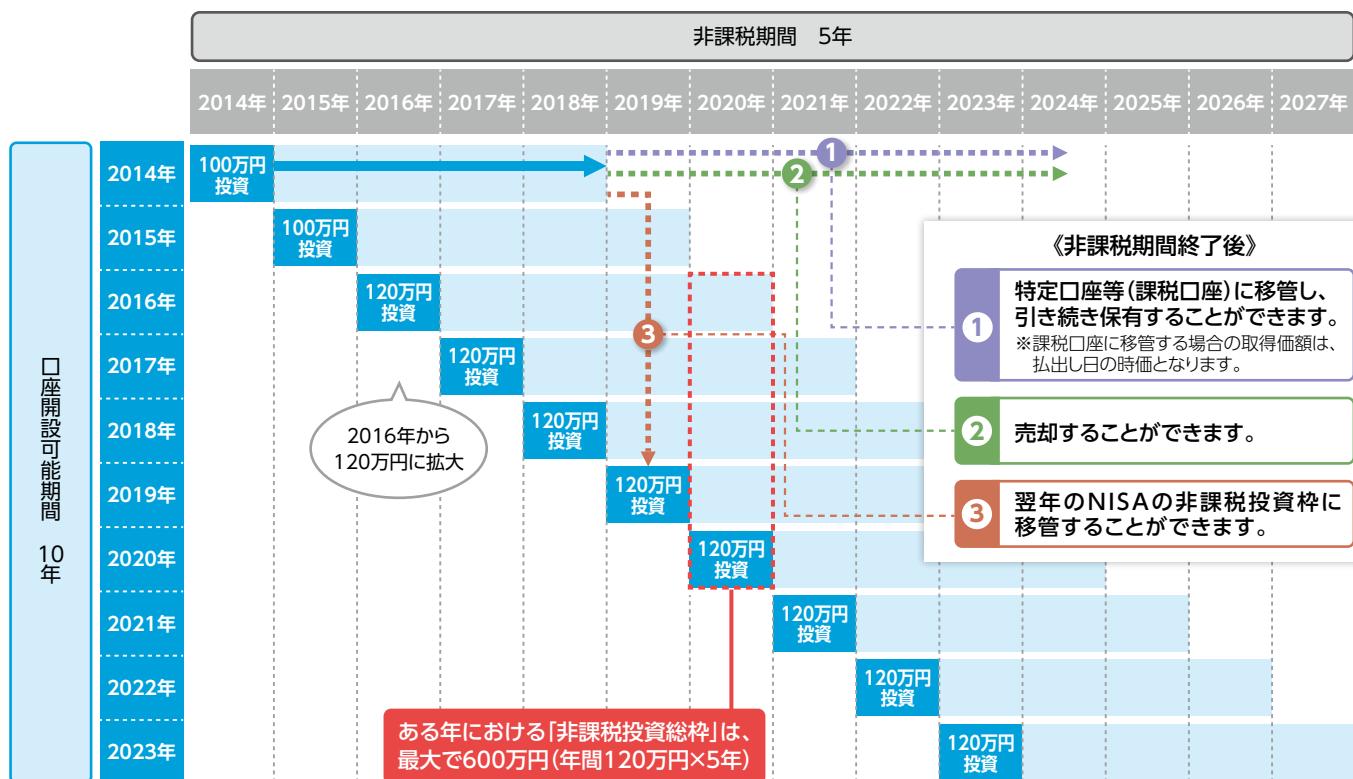
※制度をフル活用した場合は10年間で1,160万円です。

**20歳以上の
国内居住者が利用可能**
※恒久的施設を有する非居住者も可

損益通算不可
※譲渡損失が発生しても、他の口座で発生した利益からの控除はできません。

**非課税投資枠再利用不可
未使用枠繰越不可**

NISAのイメージ



NISAはこのような方におすすめです

1年あたりの投資額は大きいほうがよいと考えている方

NISAの非課税投資枠(年間)は120万円。非課税投資枠(年間)が40万円のつみたてNISAと比べると、自分の好きなタイミングでまとまった金額での投資が可能です。

投資対象の選択肢は多いほうがよいと考えている方

さまざまな商品ラインアップの中から自由に商品を選びたいという方にはNISAがおすすめです。つみたてNISAは初心者の方が選びやすいように、対象商品を限定しています。



つみたて NISAとは？

つみたてNISAのポイント

- 「つみたてNISA」とは、少額からの長期積立・分散投資を目的とした20歳以上の個人投資家向けの少額投資非課税制度です。(2037年まで)
- NISA口座に設定した累積投資勘定で「**公募株式投資信託**」や「**上場株式投資信託(ETF)**」に毎月一定額投資すると、本来20.315%課税される配当所得や譲渡所得が最長**20年間**非課税となる制度です。
- 対象となる商品は、長期積立・分散投資に適した法令等の要件を満たした株式投資信託となります。
- 「NISA」とは併用できません。

非課税投資枠(年間)

40万円まで非課税

※お取引できる口座は1人1口座

最長

20年間の非課税期間

最大

800万円までの投資額

**20歳以上の
国内居住者が利用可能**

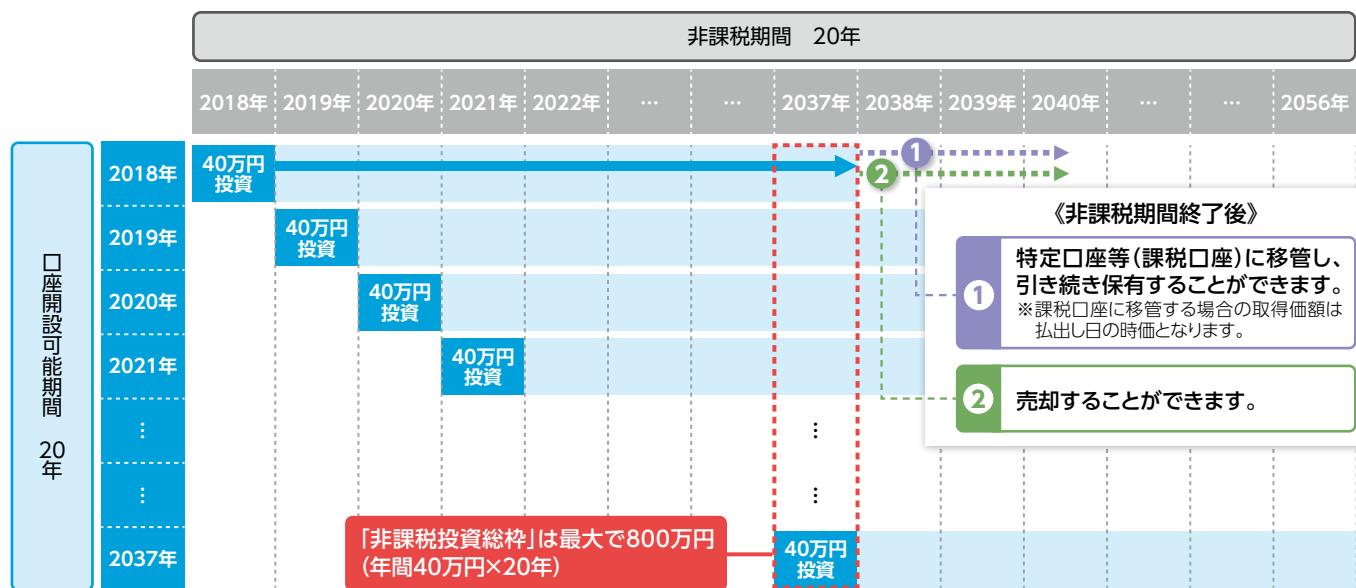
※恒久的施設を有する非居住者も可

損益通算不可

※譲渡損益が発生しても、他の口座で
発生した利益からの控除は出来ません。

**非課税投資枠再利用不可
未使用枠繰越不可**

つみたてNISAのイメージ



つみたてNISAは「選びやすく」「はじめやすい」制度です



なぜ、選びやすいか？

長期投資に向かない商品はあらかじめ除外されています。
運用期間が短く設定されるファンドや、分配金が頻繁に支
払われることで長期投資のメリットが得られにくいファン
ドはつみたてNISAの対象外です。

- ✗ 信託期間が短いもの
- ✗ 分配金が毎月支払われるもの
- ✗ 複雑な商品設計がされているもの
- ✗ 手数料の高いもの



なぜ、はじめやすいか？

少額かつ継続的な積立て投資できます。

まとまった資金がなくても少額ではじめられます。また、同
じ商品に定期的に一定額を投資するため、高いときに買
いすぎたり、安いときに買い損なうことありません。また、
定期的に同じ金額を購入すると、価格が高いときには購入
口数は少なく、低いときには多くなるため、定期的に同じ口
数を購入する場合と比較すると、平均購入単価を平準化す
る効果が期待できます。



ジュニア NISAとは？

ジュニアNISAのポイント

- 「ジュニアNISA」は**次世代のための制度**です。(2023年まで)
 - ジュニアNISA口座を開設し、その口座で**「公募株式投資信託」**や**「上場株式」**等に投資すると、本来20.315%課税される配当所得や譲渡所得が最長**5年間**非課税となる制度です。
 - お子さまやお孫さまが、将来必要となる資金を非課税で運用することができます。
 - お子さまやお孫さまの名義でご両親または祖父母さまから運用資金を拠出することも可能です。*
- * 運用資金を拠出された場合は、贈与になります。暦年課税の贈与には、贈与を受ける方お一人につき、年間110万円まで贈与税が非課税となる基礎控除があります。

**非課税投資枠(年間)
80万円まで非課税**

※お取引できる口座は1人1口座

**最長
5年間の非課税期間**

**最大
400万円までの投資額**

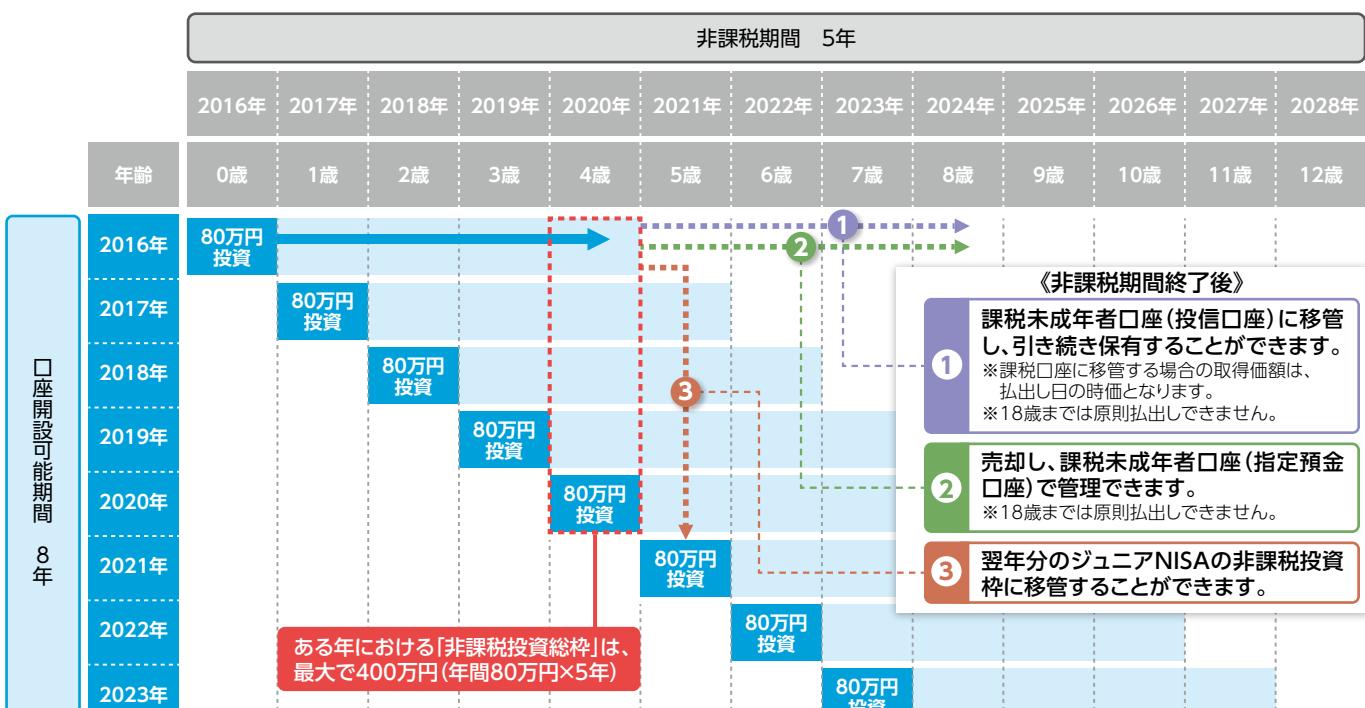
※制度をフル活用した場合は8年間で640万円です。

**20歳未満の
国内居住者が利用可能**
※恒久的施設を有する非居住者も可

**18歳まで
原則払出し不可**

**非課税投資枠再利用不可
未使用枠繰越不可**

ジュニアNISAのイメージ



20歳になるとNISA口座が自動的に開設されます。NISA口座へ移管が可能です。

ジュニアNISA制度の仕組み

- あおぞら銀行のジュニアNISAでは、法定代理人（ご両親等）または法定代理人から委任を受けた祖父母さまのうちお一人が運用管理者となり、未成年者のために代理して運用を行います。
- 18歳までは払出しができないため、**お子さまやお孫さまの将来にそなえることができます。**



※1 ジュニアNISAの資金は、口座名義人本人に帰属する資金であり、ご両親または祖父母さま等からの贈与に限定されるものではありません。
※2 ジュニアNISA口座で保有する投資信託の普通分配金や売却代金については、その年の3月31日において18歳である年の前年12月31日まで課税未成年者口座（指定預金口座（ジュニアNISA口座開設時に指定預金口座として開設する普通預金口座をいいます。））からの出金等の払出しが制限されます。

あおぞら銀行のジュニアNISA口座を運用できるのは？

- 未成年者の代理で運用を行う方を「運用管理者」といいます。
- お子さま・お孫さまが20歳になった後は、口座名義人（お子さま・お孫さま）ご自身が運用を行います。



ジュニアNISAは教育資金や独立、結婚資金への手当てに活用できます

ご両親・祖父母さまからお子さま・お孫さまへの贈り物として

生前贈与の手段としての利用も可能です。
毎年贈与する金額の一部（非課税投資枠の80万円）を将来のための資金として計画的にこすことができます。

親子または三世代で資産形成を実現することも可能です

三世代で役割分担ができるとともに、お子さまやお孫さまが将来資産運用を通じて、金融・経済に興味を持つきっかけになるかもしれません。

[投資信託に関するご注意点]

●元本の保証はありません。株式相場・債券相場等の下落、組入株式・債券等の発行体の倒産や事業活動の変化、財務状況の悪化等による価格の下落、外貨建資産については為替相場の変動などの影響による基準価額の下落により、損失が生じ、投資元本を大きく割り込むおそれがあります。●手数料等として、商品毎に設定された、購入時手数料(購入金額に対して最大3.78%(税込)、信託報酬(純資産額に対して最大年率2.727%(税込))(成功報酬を除く)別途運用実績に応じた成功報酬が設けられている場合には、年率2.727%(税込)を超える場合があります。)、信託財産留保額(換金時の基準価額に対して最大0.5%)、換金時手数料(解約金額に対して最大1.08%(税込)、または1万口あたり最大108円(税込))、その他諸手数料・諸費用等をご負担いただきます。また、ご購入・換金時に外貨両替を伴う場合には、為替手数料(片道1米ドルあたり50銭(往復で1円))をご負担いただきます。(2017年12月1日現在の当行の取扱商品についての記載です。)●運用による損益は、すべて、投資信託を保有するお客さま(受益者)に帰属します。●換金できない期間(クローズド期間)が設けられている場合があります。●手数料等およびリスク等は商品毎に異なりますので、各商品の投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面やお客さま向けの資料で必ずご確認ください。●投資信託は預金(債券)ではなく、預金保険の対象ではありません。また、当行でご購入された投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。●投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。銀行は募集の取扱い等を行います。●ご購入に際しては、投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面をお渡ししますので、十分にお読みいただき、必ず内容をご確認のうえ、ご自身の判断と責任でお申込みください。投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面は、当行本支店にご用意しております。インターネットバンキングの投資信託サービスにおいては、当行所定の電子交付の方法にてご提供します。

[NISA・つみたてNISAに関するご注意点]

●口座を開設しようとする年の1月1日時点満20歳以上の日本に居住する個人の方および恒久的施設を有する非居住者の方が対象です。●上記対象者がNISA制度(少額投資非課税制度)専用の口座(以下、「NISA口座」といいます。)を開設する場合、すべての金融機関を通じて同一年においてお一人につき一口座のみ開設できます。(ただし、金融機関等を変更した場合を除きます。)●NISA口座には、勘定種類として非課税管理勘定(以下、「NISA」といいます。)と累積投資勘定(以下、「つみたてNISA」といいます。)を設定することができます。●一定の手続きの下、NISA口座を開設する金融機関を変更することが可能です。また、NISA口座を廃止した場合でも再開設が可能です。ただし、金融機関の変更をしようとする年、またはNISA口座を廃止しようとする年の非課税投資枠を既に一部でも利用しているときは、翌年まで変更または再開設ができません。●複数の金融機関に口座開設の申込みを行った場合には、最も希望していた金融機関では口座開設できないことや口座開設までに相当の時間を要することがあるなど、手続きが円滑に進まないおそれがあります。●NISA口座を開設していただくには、当行で投資信託口座を開設していただく必要があります。ただし、当行がお客さま情報に基づく判断を行った結果、投資信託口座および、NISA口座を開設いただけない場合があります。●同一年にNISAとつみたてNISAの併用はできません。年次の勘定種類については、所定の手続きにより、NISAとつみたてNISAから原則として年単位で選択(変更)することができます。●NISAには、開設日が属する勘定設定期間(※1)内の開設日以降の各年における非課税投資枠が設定されます。(※1)勘定設定期間:①2014年1月1日から2017年12月31日まで(4年間)②2018年1月1日から2023年12月31日まで(6年間)●つみたてNISAには、開設日が属する勘定設定期間(※2)内の開設日以降の各年における非課税投資枠が設定されます。(※2)勘定設定期間:2018年1月1日から2037年12月31日まで(20年間)●NISAには毎年120万円の非課税投資枠が設定されます。また、つみたてNISAには毎年40万円の非課税投資枠が設定されます。一度利用すると、売却しても非課税投資枠の再利用はできません。また、利用しなかった非課税投資枠は翌年以降に繰り越すことはできません。●NISA口座の税務上の損益は、利益については非課税扱いとなります。損失についてはなかったものとして扱われます。このため、NISA口座での換金時もしくは払出し時の時価が当初取得時の時価から下落している場合でも、課税口座の譲渡益や分配金との損益通算ができず、損失の繰越控除の適用を受けることもできません。●公募株式投資信託の配当所得には、普通分配金と元本払戻金(特別分配金)があり、このうち元本払戻金(特別分配金)は、元々非課税であるため、NISA口座による非課税のメリットを享受できません。●あおぞら銀行のNISAは、当行が個人のお客さま向けに取り扱う公募株式投資信託を対象とします。また、つみたてNISAについては当行が個人のお客さま向けに取り扱う公募株式投資信託の内、専用の商品を対象とします。

[ジュニアNISAに関するご注意点]

●日本に居住する個人の方および恒久的施設を有する非居住者の方のうち0歳以上19歳以下(口座開設年の1月1日時点)の未成年者の方が対象です。●上記対象者がNISA制度(少額投資非課税制度)専用の投資信託口座(以下、「ジュニアNISA口座」といいます。)を開設する場合、すべての金融機関を通じてお一人につき一口座のみ開設できます。また、ジュニアNISA口座開設後の金融機関等の変更是できません。●複数の金融機関に口座開設の申込みを行った場合には、最も希望していた金融機関では口座開設できないことや口座開設までに相当の時間を要することがあるなど、手続きが円滑に進まないおそれがあります。●ジュニアNISA口座を開設していただくには、当行で投資信託口座を開設していただく必要があります。ただし、当行がお客さま情報に基づく判断を行った結果、投資信託口座およびジュニアNISA口座を開設いただけない場合があります。●当行では、ジュニアNISA口座の運用管理者は、原則として親権者等法定代理人、または法定代理人から当行所定の書面による委任を受けた口座名義人の祖父母の方のうち、お一人とさせていただきます。●ジュニアNISA口座に入金する資金は、口座名義人本人のご資金に限られます。口座名義人以外の資金により、投資が行われた場合は、所得税・贈与税等の課税上の問題が発生する場合があります。●ジュニアNISA口座からの払出し時の手続き者は、口座名義人が未成年である場合は親権者等法定代理人とします。●当行は、法定代理人による払出し時(払出し制限解除後の払出しを含む)に、法定代理人に対し、口座名義人のために使われることを確認します。払出しを行った資金を口座名義人本人以外の方が費消等した場合には、事実関係に基づき、贈与税等の課税上の問題が発生する場合があります。●原則、その年の3月31において口座名義人が18歳である年の前年12月31日までは、ジュニアNISA口座からの払出しはできません。ジュニアNISA口座から払出しを行った場合にはジュニアNISA口座は廃止され、災害時等やむを得ない事由による払出しの場合を除き、過去に非課税として支払われた譲渡益や分配金については非課税の取り扱いがなかったものとみなされて、払出し時に課税されます。●ジュニアNISAには、2023年または口座名義人が1月1日時点で20歳になる年の前年のいづれか早い年まで、毎年80万円の非課税投資枠が設定されます。一度利用すると、売却しても非課税投資枠の再利用はできません。また利用しなかった非課税投資枠は翌年以降に繰り越すことはできません。●ジュニアNISA口座の税務上の損益は、利益については非課税扱いとなります。損失についてはなかったものとして扱われます。このため、ジュニアNISA口座での換金時もしくは払出し時の時価が当初取得時の時価から下落している場合でも、課税口座の譲渡益や分配金との損益通算ができず、損失の繰越控除の適用を受けることもできません。●公募株式投資信託の配当所得には、普通分配金と元本払戻金(特別分配金)があり、このうち元本払戻金(特別分配金)は、元々非課税であるため、ジュニアNISA口座による非課税のメリットを享受できません。●口座名義人が成人となった場合、その旨を当行に届出のうえ、以降の手続きを口座名義人本人から行っていただきます。●あおぞら銀行のジュニアNISAは、当行が個人のお客さま向けに取り扱う公募株式投資信託を対象とします。

[その他ご注意点]

●お手続きについて詳しくは店頭、またはあおぞらホームページまでお問い合わせください。●本資料は2017年12月1日現在の法令等に基づき作成しておりますが、今後、内容等は変更となる可能性があります。●税務・税制等に関する個別のご相談については、税理士等の専門家や最寄の税務署までご相談願います。

2017年12月1日

●あおぞらホームコール 通話料無料のフリーダイヤルで承っております。

 0120-250-399

9:00~19:00(土・日・祝日を除く)

いつも、あおぞらを。

 あおぞら銀行

株式会社あおぞら銀行

登録金融機関 関東財務局長(登金)第8号

加入協会 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会